資料５

22.2.18　PT 会議資料

経　済　産　業　局

性質上、国の責任で行うべき事務を除き、地方に移譲

経済産業局の主な事務

①産業・地域経済の振興事務
（２５）

〇景気動向調査
〇地域産業の基盤整備
〇中小企業、組合、
　伝統的工芸産業の支援
〇中心市街地対策
〇流通業務効率化
〇国際ビジネス交流　等

上記に関する
〇国庫補助事業　等

国に残す事務（９事務）

・輸出入許可、関税割当に関する事務
・化学兵器の規制等に関する事務、原発立地・電源開発促進等
・鉱業権の出願・登録、炭坑に関する事務　等

廃止・民間移管等する事務（１４事務）

・景気動向調査
・競輪・オートレースの指導・監督に関する事務
・計量士国家試験の実施
・国庫補助事業（一括交付金化を前提）　等

地方に移譲する事務（３８事務）

〇 地域における、
　①産業・地域経済の振興事務
　②経済活動のルール化、経済社会の安心安全の確保のための監督・規制事務
・技術高度化、発展基盤整備、産学官連携
・中小企業、組合の支援、監督
・中心市街地の活性化
・環境に関する普及啓発、環境対策の支援、監督
・消費等取引の適正化
・電気、ガス事業に関する許認可　等

②経済活動のルール化、経済社会の安心・安全の確保のための監督・規制事務（３６）

〇原発、電源開発
〇鉱業権、炭坑に関する事務
〇競輪・オートレースの指導・監督
〇計量士国家試験の実施
〇取引等の適正化
〇消費者保護
〇リサイクルの推進等環境対策
〇電気事業の監督
〇ガス事業の監督　等

【想定される論点】
〇複数の県域にまたがる事業者の指導・監督にかかる事務について、どのような広域連携方策、本省との連携方策が必要か